

令和6年度 第4回 草津市文教施設・産業振興施設指定管理者選定評価委員会議事概要

開催年月日	令和6年10月29日(水)	開催時間	午後1時から午後5まで
出席者	① 委員4名、施設担当職員2名、事務局4名、申請者 ② 委員4名、施設担当職員3名、事務局4名、申請者		
傍聴者	① 0名 ② 0名		
付議事項	指定管理者の候補者の選定に係る意見を求めることについて ① 「草津市立市民交流プラザ」の指定管理者の候補者の選定 ② 「草津市立草津アミカホール／草津市立草津クリアホール」の指定管理者の候補者の選定		
<p>1 開会</p> <p>2 「草津市立市民交流プラザ」の指定管理者の候補者の選定【公募】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課より施設概要等説明</li> <li>・申請者プレゼンテーション①</li> <li>・質疑応答</li> <li>・申請者プレゼンテーション②</li> <li>・質疑応答</li> <li>・審査・採決（非公開）</li> </ul> <p>3 「草津市立草津アミカホール／草津市立草津クリアホール」の指定管理者の候補者の選定【非公募】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課より施設概要等説明</li> <li>・申請者プレゼンテーション</li> <li>・質疑応答</li> <li>・審査・採決（非公開）</li> <li>・その他</li> </ul> <p>4 事務連絡</p> <p>5 閉会</p>			

◆令和7年3月31日で指定期間満了を迎える「草津市立市民交流プラザ」および「草津市立草津アミカホール／草津市立草津クレアホール」において、申請のあった団体（以下「申請者」という。）が指定管理者として適任かどうか審議を行った。

## ①「草津市立市民交流プラザ」

### 1 担当課説明

施設概要や評価のポイント等について説明

### 2 申請者によるプレゼンテーションおよび質疑応答

◆ビバ・テルウェル西日本グループ（以下「ビバ」という。）による申請内容の説明：略

（以下 質疑応答）

＜委員＞：①使用許可受付の仮予約システムについて、予約については既に完成されており、支払いについて本格的に導入を検討するということか。②令和3～5年度の指定管理事業の収支について、毎年マイナスが出ているが、要因と改善策についてはどのように考えているか。

＜ビバ＞：①その通りである。②令和3～5年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり稼働率が大きく落ち込んだ。生活様式の変化により対面での研修や会議が減少する中で、新たな活用方法の提案や事業展開等で利用者数の回復に努めてきた。また、令和3年度に新たにできた草津市立市民総合交流センター（キラリエ草津）への流入も利用者減少のひとつの要因だと考える。収入が大きく減ったところがある一方で、支出については外部にかかる費用と社内で間接的にかかる費用とがあり、それらを社内でうまくやりくりし、しっかりと運用している。また、令和5年度については想定以上の光熱費の高騰があった。令和7年度以降については、指定管理料の増額があり、利用料についても見直しがあるため、我々も努力をしながら安定した運営ができると考えている。

＜委員＞：このような施設の管理において、大切なのは人だと考える。研修について詳しく教えてほしい。

＜ビバ＞：施設の設置目的や運営方針、危機管理、安全管理、個人情報、人権啓発等に関する様々な研修を年1～2回実施している。

＜委員＞：研修はマンネリ化しがちだが、時代の流れを汲んでその時々に必要な研修を企画し実施してほしい。

＜ビバ＞：おっしゃる通りだと考える。特に個人情報については、ハンドブックを社内で作成し、常に意識できるよう全職員に配布している。

◆シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社（以下「シダックス」という。）による申請内容の説明：略

（以下 質疑応答）

＜委員＞：利用者意見の把握と分析について、打ち合わせによる情報共有および対策の検討とあるが、打ち合わせはどの範囲を想定しているのか。

＜シダックス＞：2つのパターンを検討している。ひとつは市との協議、もうひとつは運営委員会というかたちで、例えば利用者や地域の方等様々な方面から情報収集し意

見交換したいと考えている。最終的には市に報告する。

### 3 採決

各委員による採点の結果、いずれの団体も最低基準点を上回っており、その中で最も高い得点を得た「ビバ・テルウェル西日本グループ」を指定管理者の候補者とし、その次に得点の高い「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」を次点候補者とするのが適当であるとの結論に至った。

## ②「草津市立草津アマカホール／草津市立草津クリアホール」

### 1 担当課説明

施設概要や評価のポイント等について説明

### 2 申請者によるプレゼンテーションおよび質疑応答

◆公益財団法人草津市コミュニティ事業団（以下「事業団」という。）による申請内容の説明：略

（以下 質疑応答）

<委員>：①ホールの利用人数や稼働率等は新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻っているか。②草津歌劇団の募集人数や応募者数、合格者数について教えてほしい。③クリア座については、令和7年度からの新規の取組であるのか。

<事業団>：①新型コロナウイルス感染症拡大前よりも利用は増えている。②草津歌劇団については、毎年40～50人の応募の中から、今年は38名が合格している。厳しいオーディションというわけではなく、誰でも気楽に舞台を体験できるよう面接と歌のテスト程度で同時にご家族への理解を呼びかけるようなものである。また、ホールの取組は歌劇団中心というわけではなく舞台芸術で、単なるコンサートではなく、我々の技術を可能な限り提供し、市民の方にこういうコンサートができると知っていただく機会となるような演出を心掛けている。③クリア座については県から移管されたオープン当初に1、2回程度実施したが、近年文化祭や芸術祭が充実してきている中で、毎年行うのは難しく、来年は10周年であるため実施しようとしているものである。

<委員>：現行の5年間の指定管理料とそのうち人件費はいくらか。

<担当課>：指定管理料は年間1億1,315万円であり、人件費の内訳は非公開である。

<委員>：向こう5年間で減額されていることを懸念したが、増えているということでその部分は安心した。文化の現場では、やりがいの搾取と言われており、指定管理者制度の導入で会社員や公務員以上に経費が削減され、職員の待遇が悪い。人件費が安いと、文化の現場に人が集まらないことが問題となっている。市はどのように考えているのか。

<担当課>：指定管理料に積算した人件費としては、必要十分な金額を計上していると考えている。

<委員>：仕様書1ページの管理運営方針に記載されている4項目は極めて古い。これは文化や芸術の普及が前提になっている。2017年に改正された文化芸術基本法第2条にこれからの文化振興の施策は観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業

その他の各関連分野と有機的な連携が図られるよう配慮されなければならないと明記されている。つまり、文化施設の目的を果たすには文化振興だけではなく、産業や教育、観光等の視点が必要である。仕様書にこの観点が出ていないことが問題であり、仕様書を書く側が古い発想では好ましくないと考える。移民問題や病院との連携、福祉面ではどうするのか等、幅広く問われている現代的課題である。生涯教育の担当課では分野横断的に考えるのは難しいと思われるため、文化行政は市長部局に移管すべきだと考えている。

<委員>：契約職員については、有期の契約ということか。

<事業団>：1年ごとの契約で、更新していくという形態である。以前は5年間で雇止めであったが、現在は定年制を設け5年以上の勤務も可能となっている。

<委員>：給与のベースアップがないようであるが、昨今の物価高騰の状況を踏まえ、それで十分と言えるのか。

<事務局>：昨今の物価や賃金の上昇を鑑み、今年度、賃金スライド制度を新たに導入したところである。最低賃金等の上り幅の1%を超える部分については市で負担し、1%以内の部分については指定管理者のリスク負担という整理をしている。

<委員>：指定管理料について、消費税は含まれているのか。

<事業団>：消費税10%込みの金額を計上している。

<委員>：市の中間支援組織に指定されているのは事業団の他ににあるのか。

<事業団>：平成26年に制定された協働のまちづくり条例において、事業団と草津市社会福祉協議会が中間支援組織に指定された。まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うことや、市民と市、市民と市民の間に立って協働によるまちづくりを推進する組織という位置づけで、事業団は各施設を拠点に広域目的の事業を展開している。文化ホールにおいては、草津アートセンターが中間支援機能を果たす役割と位置づけている。

### 3 採決

各委員による採点の結果、最低基準点を上回っており、出席委員全員の賛成が得られたことから、指定管理者として「公益財団法人草津市コミュニティ事業団」を候補者とすることが適当であるとの結論に至った。

### 4 その他

<委員>：申請書類に法人の決算書はあるが、指定管理事業の決算書がついていない。委員会では指定管理事業を扱っているのもので、よりわかりやすくするために、次回以降、少なくとも3年間の指定管理事業の収支がわかるような資料を委員へ配布してほしい。

<事務局>：御指摘いただいた内容について、改善を検討してまいります。

<委員>：今年の2月、「草津市立草津アミカホール／草津市立草津クリアホール」の指定管理者の更新に当たり、公募にするか非公募にするかという論議があったが、市からは視察のために時間がないと言われ、あまり論議の時間がとれなかった。更新の1年ほど前から根本的な論議をする時間の確保が必要ではないか。

公募・非公募の検討に当たっては、民間活力を最大限に活用するため、(理事長が

副市長で、評議員は市長である) 事業団のような、市と密接な関係がある団体のみを対象とせず、公募を行い、様々な団体から選定すべきである。市と類似した団体を指定管理者としていくのであれば、市の直営による管理という手法もある。

また、指定管理者制度の導入により、市職員が文化の現場から離れていき、実態を把握できなくなっている。指定管理者制度を導入する以前は、事業者と市との交流人事があったが、今はほとんどない。一方で、管理運営を民間事業者任せっきりにしてしまうと、これまでの取組に影響が生じるおそれもあるため、現時点では、事業団でも致し方ないとは考える。次回の指定管理者の更新時期には、今回の論議を行っていた担当者が異動し、誰も当時の内容を把握していない状態で、仕様書の作成を含め、安易に現状維持（非公募）としてしまうことを懸念している。留意されたい。

<事務局>：御指摘いただいた内容については、担当課にも伝え、対応を検討してまいります。